

Client Alert

15 April 2024

米国司法省が内部通報報奨パイロットプログラムの計画を発表

本アラートに関する
お問い合わせ先:



井上 朗
パートナー
03 6271 9463

akira.inoue@bakermckenzie.com



増本 充香
カウンセラー
03 6271 9534

mika.masumoto@bakermckenzie.com



佃 浩介
アソシエイト
03 6271 9510

kosuke.tsukuda@bakermckenzie.com

1. はじめに

2024年3月7日、米国司法省(DOJ)のLisa Monaco 副長官(Deputy Attorney General)は、企業の犯罪行為のDOJへの内部通報を報奨するパイロットプログラム(以下、「本パイロットプログラム」)の計画を発表した¹。本パイロットプログラムにより、DOJが重大な企業や金融上の不正行為を発見することを手助けした個人は、その結果生じる没収金を原資とした報奨金を受け取る資格を得ることとなる。本パイロットプログラムの内容は、当該発表から90日間で更に具体化され、年内に正式な運用が開始されることが予定されている。

2. 本パイロットプログラムの背景及び目的

現行法上、DOJの司法長官(Attorney General)は民事上または刑事上の没収につながる情報や支援に対して報奨金を支払う権限があり、過去にも当該権限は実行されていたが、ターゲットを定めたプログラムの一環としては実行されていなかった。また、米国証券取引委員会(SEC)、米国商品先物取引委員会(CFTC)、米国内国歳入庁(IRS)、米国財務省金融犯罪取締ネットワーク(FinCEN)といった他の機関も内部通報プログラムを有しているものの、対象範囲は各機関の管轄領域内の不正行為に限定されていた。更に、Qui tam 訴訟²の対象も政府に対する詐欺行為に限定されている。

このように、従前のプログラムは局所的に過ぎることから、DOJが訴追するすべての企業や金融上の不正行為を対象とすることで、上記の隙間を埋めることを目的として、本パイロットプログラムが計画された。

3. 本パイロットプログラムの概要

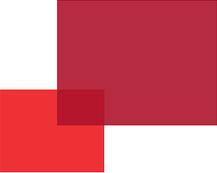
Lisa Monaco 副長官は、今後数か月間をかけてパイロットプログラムを具体化していくとしつつも、その概要を以下のとおり説明している。

(1) 報奨金の支払い条件

- ① 全ての被害者に適切な補償がなされた後であること
- ② 政府に知られていない真実の情報を自発的に提供した者であること(最初の通報者であること)
- ③ 犯罪行為そのものに関与していない者であること

¹ <https://www.justice.gov/opa/speech/deputy-attorney-general-lisa-monaco-delivers-keynote-remarks-american-bar-associations>

² Qui tam 訴訟とは、政府に対する不正請求等、企業等が政府から不正に金員を得ている事実を知った者が、政府のために当該企業等に対して提起する訴訟であり、当該訴訟を提起した者は、勝訴や和解をした場合に得た金員の一部を報奨金として受け取ることが出来る。

- 
- ④ Qui tam 訴訟や他の連邦の内部通報プログラムを含む既存の財務情報開示のインセンティブがないこと

(2) 特に DOJ に対する内部通報を期待する情報

- ① 米国の金融システムの犯罪的悪用
- ② SEC 管轄外の外国汚職事件
- ③ 米国内汚職事件(特に政府職員に対する企業の違法な支払い)

また、2024年3月8日のNicole M. Argentieri 司法次官補代理(Acting Assistant Attorney General)からの説明³によれば、本パイロットプログラムでは、内部通報者が、政府からの照会、既存の報告義務または情報開示の差し迫った脅威によることなく、自発的に情報を提供した場合にのみ報奨金を支払うこととし、また、SEC や CFTC の内部通報プログラムと同様、重要な事案にリソースを集中させるため、一定の基準額以上の制裁金を課す事案に限って内部通報者に報奨金を支払うことが予定されているとのことである。

4. まとめ

DOJ は、企業犯罪に関与した個人の責任追及を重要な目標として、企業の任意の自主開示を奨励する継続的な取組を行っているが⁴、このような取組に加えて、本パイロットプログラムにより企業犯罪に関する情報を知悉する者による内部通報に対して報奨金というインセンティブを与えることによって、DOJ の企業犯罪に対する取締り強化の姿勢を更に明確に示したと言える。

本パイロットプログラムにより、企業犯罪を認識した者からの DOJ に対する直接の情報提供が促進されると思われる。企業としては、企業犯罪を認識した場合に当該事実を開示しないという選択肢はもはや取り得ず、むしろ、速やかに任意の自主開示を行うことにより、最初に自主開示をしたことによって得られるメリットを享受することを選択することが求められるだろう。そのため企業としては、速やかに犯罪事実を把握し自主開示を行うことができるように、社内のコンプライアンス体制や内部通報制度の構築及び適切な運用が益々求められている。

以上

³ <https://www.justice.gov/opa/speech/acting-assistant-attorney-general-nicole-m-argentieri-delivers-keynote-speech-american>

⁴ DOJ による企業の任意の自主開示を奨励する継続的な取組については、過去のニュースレターである「[米国司法省刑事局が企業取締方針の改訂を発表](#)」及び「[米国司法省が M&A で発覚した不正行為の自主開示を促すセーフ・ハーバー指針を発表](#)」を参照。